

## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

### 1 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2第1項第4号に基づき、産業廃棄物処理業の許可を取り消した。

### 2 行政処分の内容

事業者の氏名又は名称 (所在地)	田島運送有限会社 代表取締役 田島 努 広島市安佐南区伴東五丁目12番11号
許可の状況	【産業廃棄物収集運搬業】 許 可 番 号：07300038266号 許 可 年 月 日：令和3年11月10日
処分の年月日	令和8年3月17日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分の理由	同社の役員は、令和6年10月25日付けで、広島地方裁判所において、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反(過失運転致死)により、2年の拘禁刑及び4年の執行猶予が確定し、執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない。 このことにより、産業廃棄物処理業の許可の取消しを規定する法第14条の3の2第1項第4号に該当(法第14条第5項第2号ニにおいて規定する同号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ハに規定する者に該当)するため。